

Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内 ご検討・お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」などをお読みください。

第一フロンティア生命では、お客さまの利便性の向上のため、Web版「ご契約のしおり・約款」*をおすすめしています。

*Web版「ご契約のしおり・約款」とは、第一フロンティア生命のホームページにて閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」です。「ご契約のしおり」は、ご契約内容にかかわる重要事項や手続きなどについてわかりやすく記載したもので、「約款」はご契約内容を定めたものになります。

- いつでもホームページから閲覧できます
- 検索機能でご覧になりたい箇所を簡単に検索できます
- 文字を拡大して閲覧できます



スマホ
などから

右記コードを
読み取り、
アクセスして
ください

<しおり・約款>



パソコン
などから

- ① 第一フロンティア生命ホームページ
(<https://www.d-frontier-life.co.jp/>)にアクセスし、
「ご契約者向けサービス・お手続き」をクリック
- ② 「Web版ご契約のしおり・約款」をクリック
- ③ 検索番号「03622」を指定し、検索するをクリック

*冊子で「ご契約のしおり・約款」をご希望される場合は、後日、第一フロンティア生命よりお送りいたします。

公的保険制度についてくわしく知りたい方へ

公的保険制度を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。
金融庁ホームページに、民間保険と関係のある公的保険制度について紹介されています。
くわしくは、右記のコードからご確認ください。

<公的保険制度>



この保険商品のご検討に際しては、必ず外貨建保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者(生命保険募集人)の登録状況・権限などに関しまして確認をご要望の場合には照会先【第一フロンティア生命 0120-765-228】までご連絡ください。

その他ご注意いただきたい事項について

- この商品は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品です。この商品は預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。募集代理店が元本の保証を行うことはありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他の取引に影響を及ぼすことはありません。
- 募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。
- お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお手続きください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。
- 法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申し込みいただけない場合があります。

*募集代理店では、複数の保険会社の商品を取り扱っている場合があります。くわしくは募集代理店にお問い合わせください。

*本冊子に記載の税務のお取扱いは2025年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

[募集代理店]

一生涯のパートナー

第一生命

第一生命保険株式会社

〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1

電話 (03) 3216-1211 (大代表)

◎第一生命ホームページ

URL <https://www.dai-ichi-life.co.jp/>

マルチ推 [登] 18409-01

[引受保険会社]



第一フロンティア生命保険株式会社

〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1

日比谷フォートタワー

第一フロンティア生命

ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

お客さまサービスセンター
フリーダイヤル(平準払商品専用) **0120-765-228**

営業時間 9:00~17:00(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

25年4月版

登 B24F0253(2024.12.20) F7263-03 '25年3月作成 4

第一フロンティア生命の 外貨建つみたて個人年金



米ドル建

豪ドル建

予定利率変動型外貨建個人年金保険

- ✓ 将来のための資金を、計画的に準備したい
- ✓ ムリなく、できることから始めたい
- ✓ 保険ならではのメリットがあると良い



- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元金割れすることがあります。
- ご契約後短期間での解約、為替の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。

契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。

なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。

[引受保険会社]

第一フロンティア生命
第一生命グループ

長いセカンドライフに備えて、しっかり 計画を立てておくことが大切です

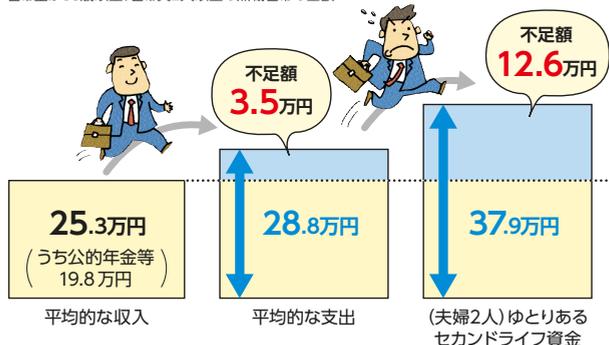
セカンドライフに備えるポイント

平均的な老後の収入では**不足する可能性があります**。

ゆとりあるセカンドライフには「**いくら**」必要でしょうか？

<セカンドライフの収入と支出(月額)>

*世帯主が60歳以上、世帯員2人以上の無職世帯の金額



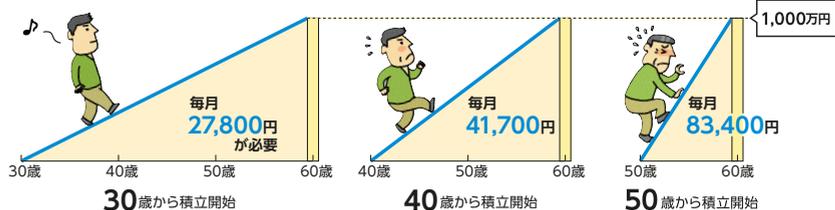
国民年金だけの場合、
もっと
準備が必要だ…

総務省統計局「家計調査 家計収支編」(2023年)
(公財)生命保険文化センター「生活保障に関する調査」(2022(令和4)年度)

「時間」を味方に！

老後資金の準備を「**早く**」スタートすることで、**毎月の負担を少なく**できます。

<60歳までに1,000万円を貯めるとしたら…>



*毎月の負担額は、60歳までの運用利率を0%とし100円未満を切り上げて算出しています。

外貨を活用して積み立てるポイント

「**金利**」を味方に！

海外には日本より**金利の高い国**があります。

<イメージ>



長引く円の低金利…
そんな中!!

少しでも高い金利で
運用しましょう!

各国の10年国債利回り
(2024年11月末現在)

アメリカ
4.1685%

オーストラリア
4.3396%

日本
1.048%

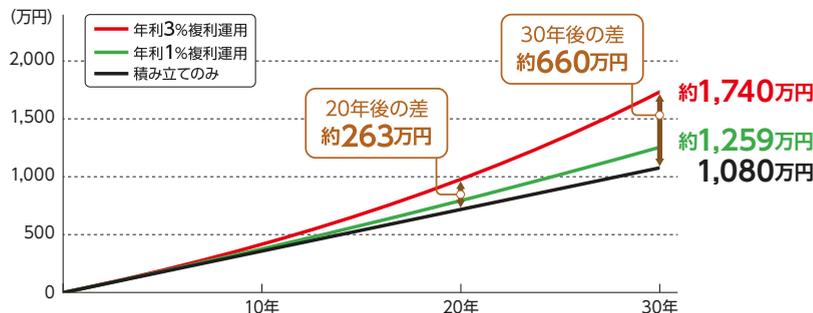
Bloombergデータをもとに作成

「時間」と「金利」どちらも味方に！

「**時間**」をかけて、より高い「**金利**」で運用することで、
将来の運用成果に**大きな差**がでます。

なぜ今から？
なぜ外貨で？
…の答えです

<毎月3万円ずつ積み立てて運用した場合の推移>



*上記は、この商品のシミュレーションではなく、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
また、為替の変動および税金・手数料などは考慮していません。

豊かなセカンドライフを過ごすために、“今から” できること。外貨建つみたて個人年金をご提案します。

毎月の払込みは、一定額の「円」で行います。

ポイント 1 運用は、円より高い金利が期待できる外貨

為替の影響を軽減することが期待できるしくみを「P5」で確認できます。



*ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない指定通貨があります。

ポイント 2 簡単な手続き

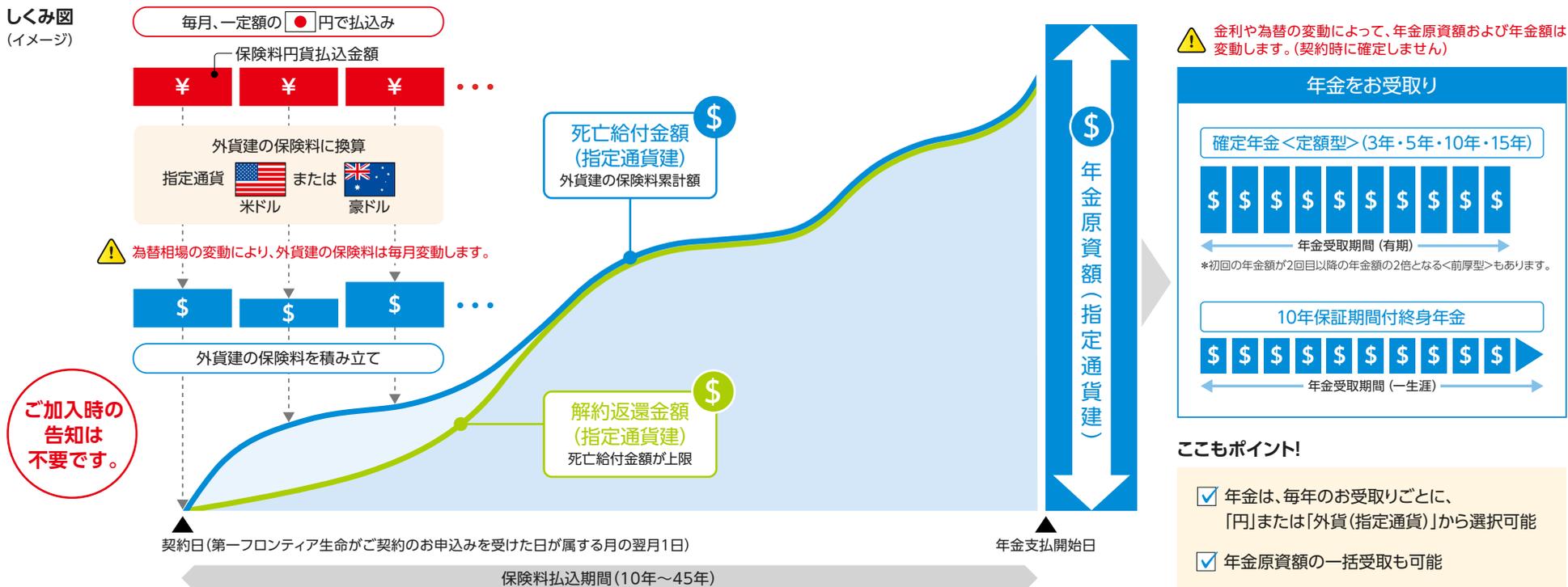
- 健康状態の告知等は不要です。
- 始める時期を悩まなくて済むしくみを「P6」で確認できます。

ポイント 3 税負担の軽減

個人年金保険料税制適格特約*を付加することで、所得税・住民税の「個人年金保険料控除」が受けられます。

*付加するためには所定の要件を満たす必要があります。▶P9・19

しくみ図 (イメージ)



⚠ 金利や為替の変動によって、年金原資額および年金額は変動します。(契約時に確定しません)

- ここもポイント!
- 年金は、毎年のお受取りごとに、「円」または「外貨(指定通貨)」から選択可能
 - 年金原資額の一括受取も可能

<主なお取扱い> *くわしくは「P15~18」をご参照ください。

契約年齢	0歳~60歳	保険料 (月額)	5,000円~40万円(1,000円単位) *払込保険料の総額が180万円以上であることが必要です。
年金受取開始年齢	10歳~75歳 *年金種類によって異なります。	保険料ランク (月額)	②20,000円未満 ①20,000円以上 *②は①に比べて、年金原資額および年金額の水準が向上します。
年金種類	・確定年金<定額型>(3年・5年・10年・15年) ・確定年金<前厚型>(3年・5年・10年・15年) ・10年保証期間付終身年金		

*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の受取金額などを保証するものではありません。

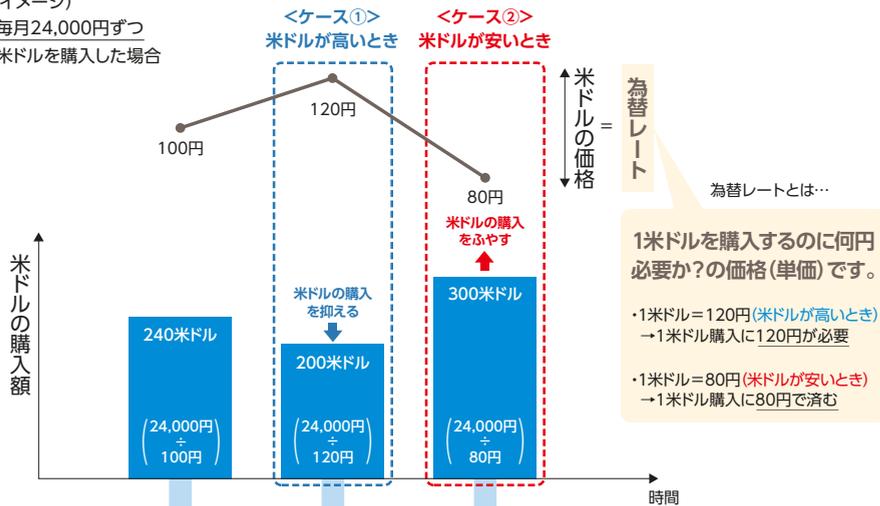
⚠ この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、ご契約後短期間での解約、為替の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。▶P21・22

毎月、「一定額の円」で払い込み、外貨を積み立てる(購入する)と…

<ケース①> 外貨が高い(=円安)ときは、外貨の購入を抑えることができます。

<ケース②> 外貨が安い(=円高)ときは、外貨の購入をふやすことができます。

(イメージ)
毎月24,000円ずつ
米ドルを購入した場合



米ドルの価格(為替レート)	100円	120円	80円	合計額	米ドルの平均購入単価(①÷②)
毎月24,000円ずつ米ドル購入(上記の例)	24,000円 240米ドル	24,000円 200米ドル	24,000円 300米ドル	72,000円 ①	1米ドル 97.3円 約3円軽減
毎月240米ドルずつ購入	24,000円 240米ドル	28,800円 240米ドル	19,200円 240米ドル	72,000円 ①	1米ドル 100円

*「一定額の円」での外貨購入が、将来の収益を約束したり、相場下落時における損失を防止するものではありません。

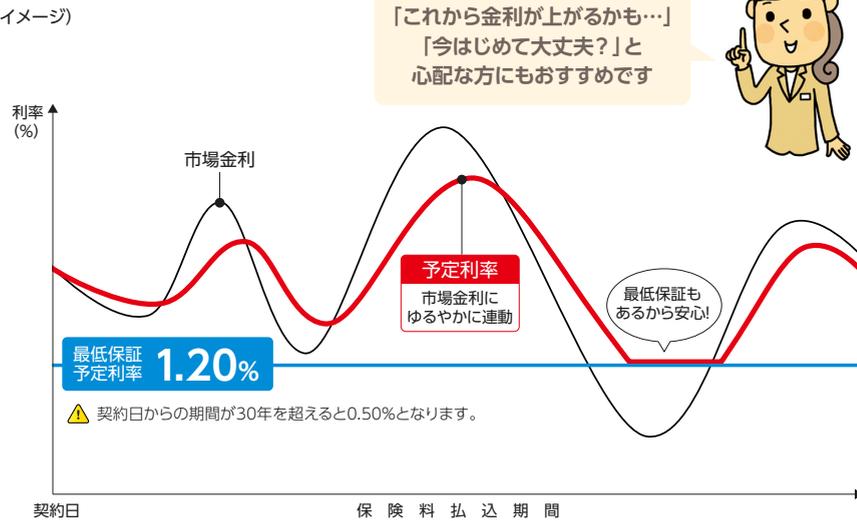
「一定額の円」(毎月24,000円)で購入した方が、1米ドルを購入するのに必要な価格(単価)が約3円安く済みました

ポイント 外貨の平均購入単価を抑える効果が期待できます。

運用に用いる「予定利率」は、毎月見直すため…

- 今後、金利が上がった場合には、さらにふえる期待があります。
- 今後、金利が下がった場合でも、予定利率には最低保証があります。

(イメージ)



<契約日4月1日の契約に適用される毎月の「予定利率」の計算例(保険料の減額・増額などがない場合)>

第一フロンティア生命が毎月設定する基準利率※1	4月 2.50% ①	5月 3.00% ②	6月 3.50% ③	7月 2.50% ④
4月・5月の基準利率を平均	2.75% (①+②)÷2		4月・5月・6月の基準利率を平均	4月・5月・6月・7月の基準利率を平均
契約日4月1日の契約に適用される予定利率※2(毎月見直し)	2.50% ①	2.75% (①+②)÷2	3.00% (①+②+③)÷3	2.88% (①+②+③+④)÷4

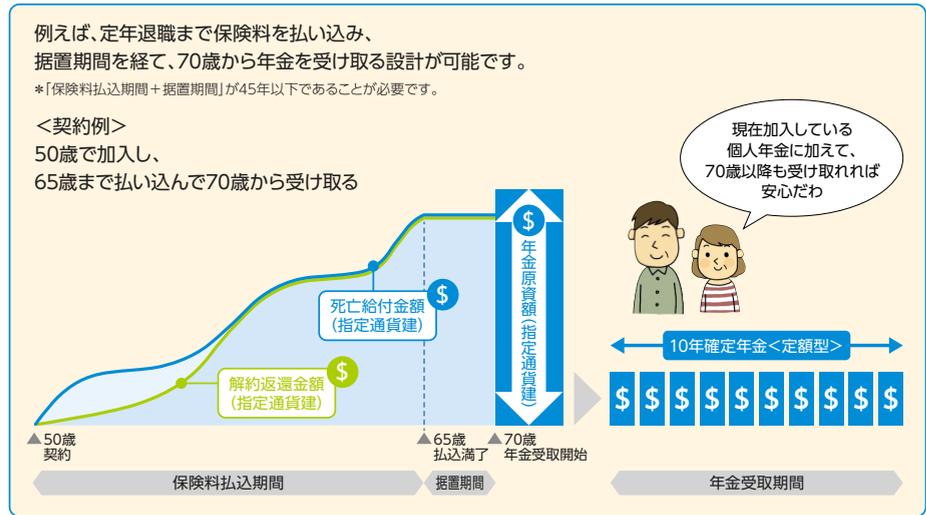
※1 当社所定の指標金利に基づいて通貨ごとに設定します。

※2 小数第3位を四捨五入します。

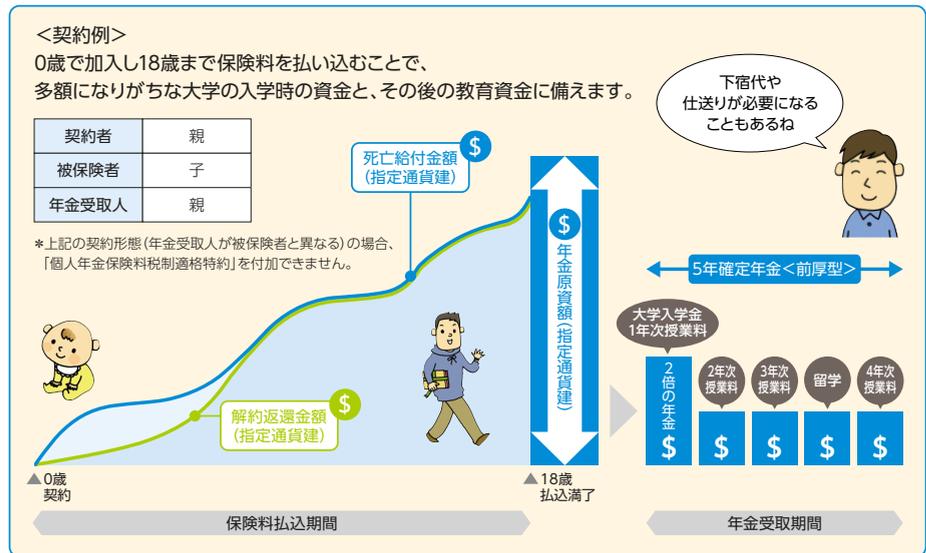
*年金支払開始日以後の予定利率は、年金支払開始日における当社が定める利率とします。

ポイント ご契約後の金利上昇をとらえることができ、予定利率には最低保証があるので、今から始めても安心です。

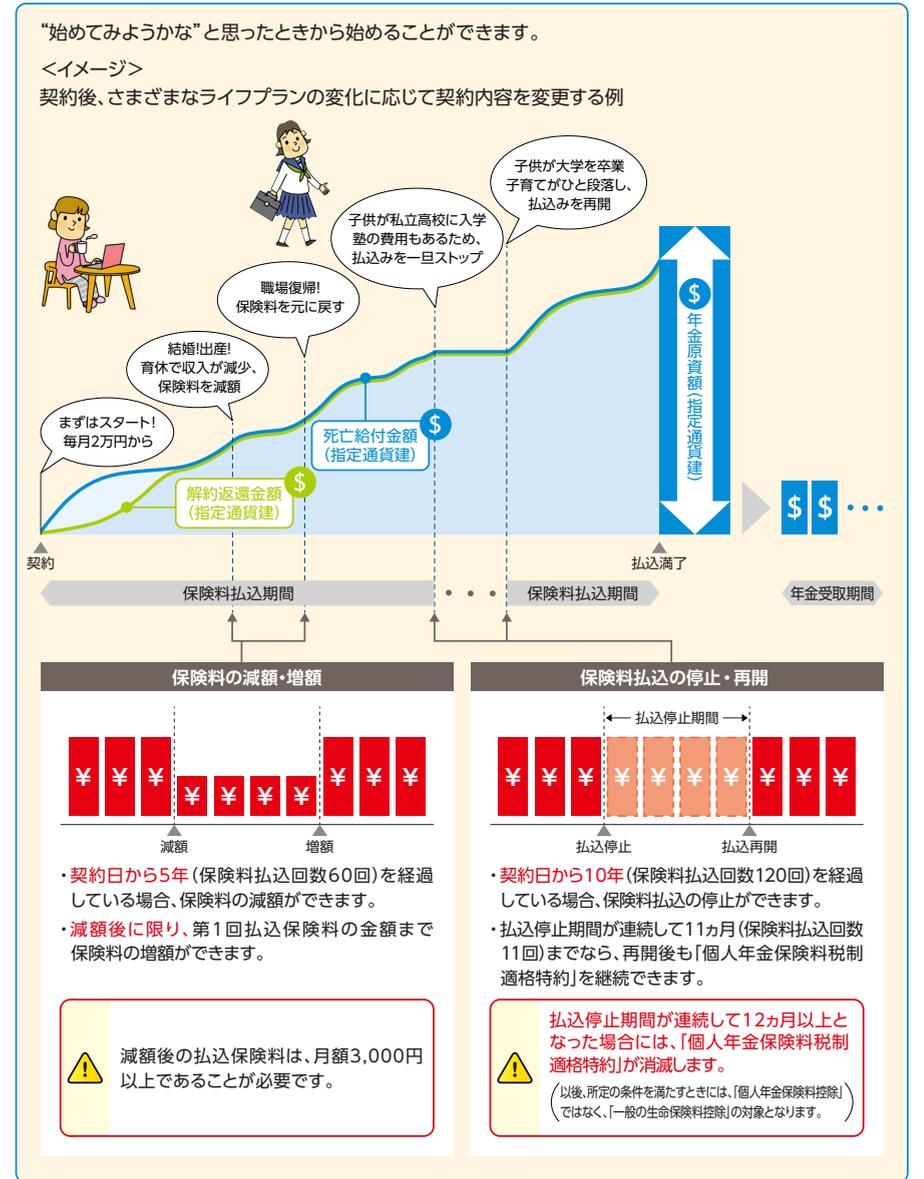
ますます長くなるセカンドライフ。
現在加入している個人年金保険は、セカンドライフ後半をカバーできていますか？



お子さまの教育資金づくりにも活用いただけます。



契約後のライフプランの変化に応じて、保険料の減額・増額および払込停止・再開が可能です。



商品パンフレット

個人年金保険料控除について

「個人年金保険料税制適格特約」を付加することで、所得税・住民税の「個人年金保険料控除」が受けられ、税負担が軽減されます。

● 個人年金保険料税制適格特約の付加要件

- ①年金受取人は契約者（保険料負担者）または契約者の配偶者であること
- ②年金受取人が被保険者であること
- ③保険料払込期間が10年以上あること
- ④年金の種類が確定年金の場合、年金支払開始日の被保険者の年齢が60歳以上であり、かつ、年金支払期間が10年以上あること

なお、当商品では契約者（保険料負担者）と年金受取人が異なる契約は取り扱いません。

*「個人年金保険料税制適格特約」を付加していない場合は、所定の条件を満たすときは、「一般の生命保険料控除」の対象となります。

● 個人年金保険料控除の限度額^{※1}

	年間保険料 8万円以上の場合 ^{※2}
所得税	所得控除 40,000円
住民税	所得控除 28,000円

たとえば... / 年間給与500万円の会社員（独身）が月払保険料1万円の個人年金保険に加入

年間保険料が8万円以上となり

税負担の軽減額
(所得税+住民税) **6,800円**^{※3}



※1 2012年1月1日以後に締結した契約に適用される限度額です。

※2 複数の個人年金保険に加入の場合、保険料は合算されます。

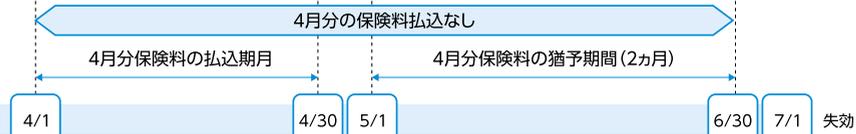
※3 所得税・住民税の税率をそれぞれ10%とし、他に個人年金保険の契約がないものと仮定しています。復興特別所得税は考慮していません。

ご注意ください項目

Q1 保険料払込の「猶予期間」と契約が「失効する日」について教えてください。 **失効**

例えば、4月分保険料の払い込みがなく、猶予期間（翌々月末日まで2ヵ月）満了により失効した（ご契約の効力が失われた）場合は下記のとおりとなります。

失効した場合、契約を元に戻す（復活する）ことはできません。



*失効にともなう返還金は、失効日（上記の例では7/1）における当社所定の為替レートで円貨に換算してお支払いします。

Q2 この商品における為替リスクについて教えてください。 **為替リスク**

主な為替リスクは下記のとおりです。

1 <円から外貨に換算> 外貨建の保険料が毎月変動するリスク

<イメージ>



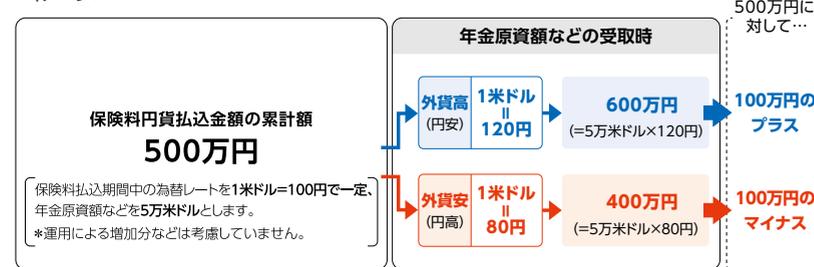
1では外貨高（円安）局面が不利
外貨建の保険料が減る

2では外貨安（円高）局面が不利
円での受取額が減る
...となります



2 <外貨から円に換算> 円での受取額が保険料円貨払込金額の累計額を下回るリスク

<イメージ>



Q3 この商品を、保険料払込期間中に解約した場合のリスクについて教えてください。 **解約リスク**

ご契約後短期間で解約した場合の解約返還金額は、お払い込みいただいた保険料の累計額を大きく下回り、損失が生じるおそれがあります。

Q4 この商品は、契約時に年金原資額および年金額が確定しますか？

円ベース、外貨ベースともに確定しません。

- ・為替の変動により外貨建の保険料は毎月変動し、また契約に適用される予定利率も毎月見直されます。
- ・「設計書」に表示された数値は一定の条件のもとでのシミュレーションであり、外貨建の保険料の総額、年金原資額、年金額などを保証するものではありません。

- この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。その詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

- この保険の正式名称は、「予定利率変動型外貨建個人年金保険」です。
- この冊子では、わかりやすさの観点から「ご契約のしおり・約款」上の用語をつぎのとおり表記しています。

「ご契約のしおり・約款」に記載の名称	この冊子での表記
責任準備金	積立金
保険料円貨払込特約(平準払用) (「保険料円貨払込金額を固定する場合の特則」を適用)	保険料円貨払込特約(平準払用)

1 引受保険会社の商号と住所などについて

- 商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- 住所 〒105-0003 東京都港区西新橋1-1-1 日比谷フォートタワー
- 電話 0120-765-228(平準払商品専用)
- ホームページ <https://www.d-frontier-life.co.jp/>

2 この保険の特徴について

- この保険は、毎月円貨で一定の金額を払い込み、通貨ごとに金利情勢に応じて予定利率を毎月更改するしくみの外貨建の個人年金保険です。
- 死亡給付金額を払込保険料相当額とすることにより、年金原資額を大きくします。
- ライフプランにあわせて、保険料払込期間、年金支払開始年齢、年金の種類等を指定できるほか、ライフプランの変化に応じて、保険料払込の停止・再開や保険料の減額・増額のしくみにより、安定した長期的な資産形成を行うことができます。
- 通貨の種類は、米ドル、豪ドルで、ご契約のお申込みの際に1つ指定いただけます。
- 年金支払開始日前における予定利率は、月単位の契約応当日ごとに毎月更改し、契約日およびその月単位の契約応当日から直後に迎える月単位の契約応当日の前日まで積立金※全体に適用します。
※将来の年金および死亡給付金を支払うために、保険料の中から積み立てるお金のことです。
なお、予定利率は保険料に対する実質的な利回りとは異なります。

- 「個人年金保険料税制適格特約」を付加することにより、個人年金保険料控除の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。この特約を付加するための条件については ▶P19 をご参照ください。
- 商品のしくみ図(イメージ)については ▶P3・4 をご参照ください。

3 この保険の費用・リスクについて

- この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、ご契約後短期間での解約、為替の変動などによって、損失が生じるおそれがあります。▶P21・22

4 予定利率について

■年金支払開始日前において、契約日および契約日後の毎月の月単位の契約応当日における予定利率は、毎月当社が定める基準利率をもとに計算されます。

■契約日および月単位の契約応当日における基準利率は、その前月1日に、以下の指標金利に基づいて設定されます。▶P24

指定通貨	指標金利
米ドル	残存期間10年の公社債における加重平均インデックス利回り※1
豪ドル	豪ドル10年金利スワップレート※2

※1 公債インデックスと社債インデックスの利回りを3:7の割合で加重平均したものです。

※2 「豪ドル金利スワップレート(固定受け・変動払い(BBSW))」です。使用する金利スワップレートは、将来変更となることがあります。

*指標金利の推移は▶P30をご参照ください。

■契約日における予定利率は、契約日における基準利率と同一とします。年金支払開始日前の毎月の月単位の契約応当日における予定利率は、契約日からその月単位の契約応当日までの各基準利率を平均した利率となります。

*保険料払込の停止・再開や保険料円貨払込金額の減額・増額をした場合、予定利率は、各基準利率を契約日およびその月単位の契約応当日の属する月に対応する保険料円貨払込金額で加重平均した利率となります。

<契約に適用される毎月の「予定利率」の計算例(保険料の減額・増額などがない場合)>

基準利率	4月	5月	6月	7月
	2.50% ①	3.00% ②	3.50% ③	2.50% ④
各ご契約に適用される毎月の予定利率				
契約日4月1日の場合	2.50% ①	2.75% (①+②)÷2	3.00% (①+②+③)÷3	2.88% (①+②+③+④)÷4
契約日5月1日の場合		3.00% ②	3.25% (②+③)÷2	3.00% (②+③+④)÷3
契約日6月1日の場合			3.50% ③	3.00% (③+④)÷2
契約日7月1日の場合				2.50% ④

*各基準利率を平均した予定利率は、小数第3位を四捨五入します。

■年金支払開始日前における予定利率は、以下の最低保証予定利率を下回りません。

契約日からの期間	30年まで	30年超
最低保証予定利率	1.20%	0.50%

■契約日からの期間が120ヵ月(10年)を超えた場合、予定利率の計算は以下のとおりとなります。くわしくは「ご契約のおしり・約款」をお読みください。

<計算イメージ(保険料の減額・増額などがない場合)>

契約日 からの期間	基準利率						予定利率	
	X年4月	X年5月	X年6月	...	(X+10)年3月	(X+10)年4月		(X+10)年5月
120ヵ月	①	②	③	...	⑫⑩	—	①+②+③...+⑫⑩ ÷120	
121ヵ月 (10年1ヵ月)	⑫①	②	③	...	⑫⑩	⑫①	(⑫①+②+③...+⑫⑩ +⑫①)÷121	
122ヵ月 (10年2ヵ月)	⑫①	⑫②	③	...	⑫⑩	⑫①	⑫②	(⑫①+⑫②+③...+⑫⑩ +⑫①+⑫②)÷122

予定利率の計算上、10年前の基準利率を、現在の基準利率に都度、置き換え(①→⑫①、②→⑫②)

■年金支払開始日以後の予定利率は、年金支払開始日における当社が定める利率とします。

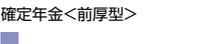
5 配当金について

■この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

6 保障内容について

年金

■年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者が生存しているときに年金をお支払いします。

	年金の種類	年金受取開始年齢※
確定年金	<p>決まった期間、確実に年金を受け取れます。 定額型と前厚型の2つの年金の型があり、いずれかをご指定いただけます。</p> <p>確定年金<定額型></p>  <p>年金受取期間 3年 5年 10年 15年 から選択</p> <p>確定年金<前厚型></p>  <p>*確定年金<前厚型>の場合、初回の年金額が、2回目以降の年金額の2倍となります。 *年金受取期間中に被保険者が死亡された場合、残りの年金受取期間の未払年金現価をお支払いします(未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます)。</p>	10歳～75歳
10年保証期間付終身年金	<p>10年間の年金受取期間を確保したうえで、一生にわたって年金を受け取れます。</p> <p>保証期間10年 → 生涯</p> <p>*保証期間中に被保険者が死亡された場合、残りの保証期間の未払年金現価をお支払いします(未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます)。 *早期に被保険者が死亡された場合、年金受取総額が年金原資額を下回る可能性があります。</p>	50歳～75歳
一括受取(年金原資額の一括支払)	<p>年金原資額を一括で受け取れます。</p> <p>一括受取</p> <p>*ご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。</p>	

※年金支払開始日における被保険者の満年齢です。

*年金額は、年金原資額をもとに、年金支払開始日における基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。

*年金額(確定年金<前厚型>)の場合は、2回目以降の年金額が1,200米ドル、1,200豪ドルに満たない場合は、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします(3年確定年金の場合を除く)。また、払込保険料の総額によっては、ご契約時に選択いただけない年金種類および年金受取期間があります。

*年金支払開始日以後、年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が引き続き年金を受け取ることができます。後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。

死亡給付金

■年金支払開始日前に被保険者が死亡された場合、死亡給付金を死亡給付金受取人にお支払いします。

■死亡給付金額は、被保険者が死亡したときにおける払込保険料相当額※となります。

*責任開始日(第一フロンティア生命がご契約のお申込みを受けた日)から契約日の前日までの間に死亡給付金の支払事由が発生したときは、死亡給付金額は第1回保険料円貨払込金額と同額とします(第1回保険料円貨払込金額が払い込まれていない場合は、死亡給付金は支払われません)。

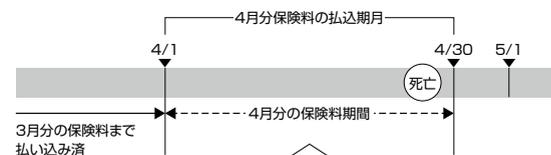
※契約日から被保険者の死亡日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日までの各払込期月における外貨建の保険料累計額とします。

年金などを外貨でお受け取りになる場合には、外貨で受領できる口座をお客さまに用意していただく必要があります。また、外貨でのお受取りは円貨でのお受取りに比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがあります。

<ご参考> 死亡給付金お支払時の保険料の精算

死亡給付金の支払事由が発生した日が属する保険料期間に対応する保険料が払い込まれていない場合は、外貨建の保険料を死亡給付金から差し引きます。

<死亡給付金お支払時に、当月分の保険料が払い込まれていない場合の例>



4/1～4/30の間に死亡給付金の支払事由が発生した場合、死亡給付金額は4月分の保険料までを加味して計算した後、1ヵ月分の保険料を差し引きます。

7 ご契約のお取扱いについて

指定通貨	米ドル、豪ドル *ご契約時の金利情勢などによっては、お取り扱いできない指定通貨があります。
契約年齢	0歳～60歳(契約日における被保険者の満年齢)
年金受取開始年齢	確定年金 10歳～75歳
	10年保証期間付終身年金 50歳～75歳
年金受取人	ご契約者
死亡給付金受取人 後継年金受取人	被保険者の配偶者または3親等内の親族・6親等内の血族から指定 *後継年金受取人は1名のみで被保険者も指定できます。
年金種類・年金の型の変更	年金支払開始日前に限り、年金種類(確定年金・10年保証期間付終身年金)や年金の型(定額型・前厚型)の変更を取り扱います。
年金受取期間の変更	年金支払開始日前に限り、年金受取期間(回数)の変更を取り扱います(確定年金のみ)。
年金支払開始日の変更	取り扱いません。
据置期間 (保険料払込期間満了日の翌日から 年金支払開始日までの期間)	0年～15年の1年きざみ *「保険料払込期間+据置期間」が45年以下であることが必要です。
解約	解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。
契約者貸付	取り扱いません。
お取扱い上の留意点	ご契約者が法人の契約は取り扱いません。

8 保険料のお取扱いについて

保険料払込方法 および払込経路	払込方法	初回払込経路	2回目以降払込経路	
	月払	指定口座への振込	口座振替 クレジットカード	
*保険料をまとめてお払い込みいただくお取扱いはありません。				
保険料払込期間	10年～45年の1年きざみ *ただし、年金支払開始日における被保険者の満年齢は75歳を上限とします。			
保険料 円貨払込金額	最低	月額5,000円(1,000円単位) *「保険料円貨払込金額 × 契約日から保険料払込期間満了日までの月数」(払込保険料の総額)が180万円以上であることが必要です。		
	最高	月額40万円 *クレジットカード払は月額5万円を上限とします。 *「保険料円貨払込金額 × 契約日から保険料払込期間満了日までの月数」(払込保険料の総額)が9億円を限度とします。 *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の定額個人年金保険に加入されている場合、その基本保険金額とこの商品の払込保険料の総額を通算して20億円相当額を超えることはできません。		
保険料の変更	減額	以下の条件を満たした場合、取り扱います。 ・契約日からその日を含めて5年(保険料払込回数60回)以上経過していること。 ・減額後の保険料円貨払込金額が月額3,000円以上であること。		
	増額	減額後に限り、取り扱います。 *第1回保険料円貨払込金額を上限とします。		
保険料ランク	毎月の保険料円貨払込金額に応じて、年金原資額および年金金額の水準が向上します。 <年金原資額の一括受取額の返還率例(保険料の減額・増額などがない場合)> 男性、40歳、指定通貨：米ドル、保険料払込期間：20年、予定利率：1.50%、為替レート：1米ドル＝100円			
	保険料ランク (月額)	保険料 円貨払込金額	外貨建の保険料累計額 (①)	年金原資額の一括受取額 (②) 返還率(②/①)
	2万円未満	10,000円	24,000米ドル	25,275米ドル 105.3%
	2万円以上	20,000円	48,000米ドル	50,737米ドル 105.7%
*予定利率と為替レートが一定で推移した場合のシミュレーションであり、将来のお受取額をお約束するものではありません。 *具体的な金額例については、「設計書」でご確認ください。				
保険料の自動貸付	取り扱いません。			
保険料払込の (自動)停止	契約日からその日を含めて10年(保険料払込回数120回)以上にわたって保険料が払い込まれていないとき、以下の場合に保険料払込の(自動)停止をしてお契約を有効に継続できます。 ・ご契約者からのお申出による場合(保険料払込の停止)。 ・保険料払込の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合(保険料払込の自動停止)。 *「個人年金保険料税制適格特約」が付加されている場合で、保険料の払込停止期間が連続して12ヵ月以上となった場合には特約が消滅します。この場合、所定の条件を満たすときには、以後の保険料は「一般の生命保険料控除」の対象となります。 *くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください。			
保険料払込の再開	保険料払込の(自動)停止により保険料の払込が停止されている場合、保険料払込期間中に限り、保険料払込の再開を取り扱います。			
契約失効後の復活	取り扱いません。			

9 付加できる主な特約について (くわしくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください)

<p>保険料 円貨払込特約 (平準払用)</p>	<p>■ご契約時に必ず付加されます。</p> <p>■「保険料円貨払込金額を固定する場合の特則」が適用され、毎月一定額の保険料円貨払込金額をお払い込みいただき、外貨に換算した金額を外貨建の保険料に充当します。</p> <p>■外貨建の保険料への換算に適用する為替レートは、以下の日における第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。 したがって、為替相場の変動により、外貨建の保険料は毎月変動します。</p> <table border="1" data-bbox="292 346 851 433"> <thead> <tr> <th>対象の保険料</th> <th>換算基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回保険料</td> <td>契約日が属する月の前月末日</td> </tr> <tr> <td>第2回以後の保険料</td> <td>各保険料の払込期月の前月末日</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>*第一フロンティア生命所定の金融機関が休業日の場合は、その金融機関の直前の営業日となります。</small></p> <p>■この特約のみの解約はできません。</p>	対象の保険料	換算基準日	第1回保険料	契約日が属する月の前月末日	第2回以後の保険料	各保険料の払込期月の前月末日
対象の保険料	換算基準日						
第1回保険料	契約日が属する月の前月末日						
第2回以後の保険料	各保険料の払込期月の前月末日						
<p>年金の 円貨支払特約 (支払ごと円貨換算型)</p>	<p>■年金を円貨で受け取ることができます。</p> <p>■この特約の付加および解約の回数に、制限はありません。</p> <p>■円貨への換算に適用する為替レートは、年金支払日における第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。したがって、為替相場の変動により、円貨でのお受取額は変動します。</p>						
<p>円貨支払特約</p>	<p>■死亡給付金、解約返還金および年金原資額などを円貨で受け取ることができます。</p> <p>■死亡給付金などのご請求の際に付加できます。</p> <p>■円貨への換算に適用する為替レートは、第一フロンティア生命所定の為替レートとなります。</p>						
<p>個人年金保険料 税制適格特約</p>	<p>■この特約を付加することで、お払い込みいただく保険料円貨払込金額について、個人年金保険料控除の適用を受けることができます。</p> <p>■以下の条件をすべて満たす場合、契約者のお申出により付加できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①年金受取人は契約者(保険料負担者)または契約者の配偶者であること ②年金受取人が被保険者であること ③保険料払込期間が10年以上あること ④年金の種類が確定年金の場合、年金支払開始日の被保険者の年齢が60歳以上であり、かつ、年金支払期間が10年以上あること <p>■当商品では、契約者(保険料負担者)と年金受取人が異なる契約は取り扱いません。</p> <p>■この特約のみの解約はできません。</p> <div data-bbox="271 1020 955 1176" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>●この特約を付加した場合、特約の適用条件を満たさない契約内容への変更や、年金受取人の変更ができなくなります。</p> <p>●契約者の変更により上記①の条件を満たさなくなった場合や、保険料の払込停止期間が連続して12ヵ月以上となった場合には特約が消滅します。この場合、所定の条件を満たすときには、以後の保険料は「一般の生命保険料控除」の対象となります。 *保険料払込の(自動)停止は P18 をご参照ください。</p> </div>						
<p>保険契約者 代理特約 <small>フロンティアの ご家族安心サポート</small></p>	<p>■ご契約時およびご契約後に、被保険者の同意のうえ付加できます。</p> <p>■契約者が、認知症などにより手続きを行う意思表示が困難な場合に、あらかじめ指定した保険契約者代理人が、解約などの手続きを代理できます。</p> <p>■本特約には、保険契約者代理人が契約内容について照会できる「契約内容ご案内制度」が付帯されます。</p> <p>■保険契約者代理人に指定できる範囲、代理の対象となる手続きについての詳細は、「フロンティアのご家族安心サポートのご案内」および「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。</p>						

10 為替リスクについて

■くわしくは **P22** をご参照ください。

11 解約返還金額について

■解約返還金額は、積立金額と同額となります。ただし、払込保険料相当額※を限度とします。

※契約日から解約した日の直前の月単位の契約応当日(解約した日が契約応当日のときは、その契約応当日)の前日までの各払込期月における外貨建の保険料累計額とします。

<ご参考> 解約返還金お支払時の保険料の精算

- ・当月分の保険料が払い込まれている場合は、お払込みが不要となった日の直前の月単位の契約応当日からの1ヵ月分の保険料を払い戻します。
- ・例えば4/1~4/30の間に解約などにより保険料の払い込みが不要となった場合、解約返還金額は3月分の保険料までを加味して計算し、4月分の保険料を払い戻します。



- 保険料のうち一部は、ご契約の締結・維持などに必要な費用や死亡給付金を支払うための費用にあてられます。したがって、ご契約から解約までの期間が短い場合の解約返還金額は外貨建の保険料累計額を大きく下回ることがあります。
- 上記の具体的な金額例については、「設計書」をご確認ください。

12 お客さまに負担していただく費用について

■くわしくは **P21・22** をご参照ください。

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。

1 ⚠️ お客さまに負担していただく費用があります

この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります。

年金支払開始日前における費用

お払い込みいただいた保険料から、ご契約の締結・維持などに必要な費用を控除した金額が積立金として積み立てられます。また、積立金からご契約の維持などに必要な費用を控除するほか、積立金額が死亡給付金額を下回っている場合は、積立金から死亡給付金を支払うための費用を控除します。

*上記の費用は、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

年金支払開始日以後における費用

項目	費用※2
保険契約関係費 (年金管理費)※1 年金支払管理に必要な費用です。	受取年金額に対して最大1.0%

※1 年金額は、年金支払開始日以後、年金の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2025年4月現在の数値であり、将来変更されることがあります。ただし、年金支払開始日以後は、年金受取開始時点の数値が年金受取期間を通じて適用されます。

※2 10年保証期間付終身年金の保証期間経過後の受取年金額に対しては1.4%となります。

通貨を換算する場合の費用

以下の場合には、為替手数料が為替レートに反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

「保険料円貨払込特約(平準払用)」の為替レート	保険料をお払い込みいただく場合	TTM +50銭
	失効による返還金をお受け取りになる場合	TTM -50銭
「年金の円貨支払特約(支払ごと円貨換算型)」の為替レート		TTM -50銭
「円貨支払特約」の為替レート		TTM -50銭

*上記の為替レートは、2025年4月現在の数値であり、将来変更することがあります。

▶ 次ページへ

外貨のお取扱いにかかる費用について

年金、死亡給付金、解約返還金などを外貨でお受け取りになる際には、取扱金融機関により諸手数料などの実費を負担していただく場合があります。当該手数料はお客さまの負担となります。

*上記の諸手数料は取扱金融機関によって異なります。

2 ⚠️ この保険のリスクは以下のとおりです

解約する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)

お払い込みいただいた保険料のうち一部は、ご契約の締結・維持などに必要な費用や死亡給付金を支払うための費用にあてられます。したがって、ご契約後短期間で解約した場合の解約返還金額は、お払い込みいただいた保険料の累計額を大きく下回り、損失が生じるおそれがあります。

為替リスクについて(損失が生じるおそれ)

- この保険には「保険料円貨払込特約(平準払用)」が付加されており、毎月一定額の保険料円貨払込金額を指定通貨に換算して保険料に充当するため、為替相場の変動により、指定通貨建の保険料は毎月変動します。
- 為替相場の変動により、「お受取時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額」などが、「ご契約時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額」や「保険料円貨払込金額の累計額」などを下回り、損失が生じるおそれがあります。

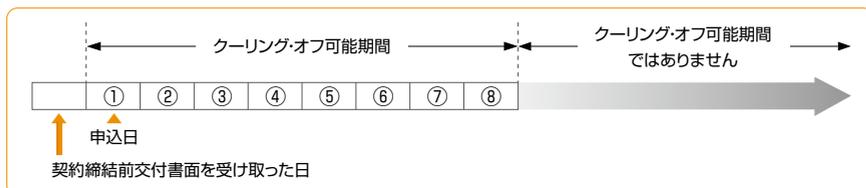
保険料払込の猶予期間とご契約の失効について

- 保険料のお払込みには、払込期月の翌月初日から翌々月末日まで、保険料払込の猶予期間があります。猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、保険料払込の自動停止の要件に該当した場合を除き、ご契約は失効します。
- ご契約が失効した場合、ご契約を元に戻す(復活する)ことはできません。
- 失効ともなう返還金は、失効日における当社所定の為替レートで円貨に換算して支払います。

3 8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除（クーリング・オフ）ができます

■お申込者またはご契約者は、契約締結前交付書面を受け取った日、またはご契約の申込日のいずれか遅い日から起算して8日以内※1であれば、書面または電磁的記録によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除※2ができます。

※1 8日以内には土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。
 ※2 お申込みの撤回またはご契約の解除のことを以下「クーリング・オフ」といいます。



■クーリング・オフは、以下の「①電磁的記録」または「②書面」いずれかの方法によりお申し出ください。

①電磁的記録によるお申出の場合、主たる窓口としている第一フロンティア生命ホームページ（<https://www.d-frontier-life.co.jp/>）の「ご契約者向けサービス・お手続き」よりお申し出ください（右記のコードより直接アクセスいただけます）。



*電磁的記録（第一フロンティア生命ホームページの場合）によるクーリング・オフのお申出は、お手続きの完了画面が表示された時に効力が生じます。

②書面によるお申出の場合、郵便（はがき、封書）※3により第一フロンティア生命あてにお申し出ください。

※3 書面によるクーリング・オフのお申出は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。

記入事項	記入例・留意事項
クーリング・オフをする旨	私は契約の申込みの撤回を行います。
お申込者などの氏名（自署）	ダイイチ タロウ 第一 太郎 *フリガナをあわせてご記入ください。
お申込者などの住所・電話番号	〒123-4567 ○○県○○市××1-2-3 TEL○○-XXXX-○○○○
ご本人名義の返金口座	○○銀行 ○○支店 普通預金 1234567 口座名義人 ダイイチ タロウ
(推奨) 申込番号または証券番号	申込番号: 12-345-678901-23 / 証券番号: S1234-56789-01 *確実・迅速な返金手続きのため、やむを得ない場合を除きご記入ください。
(任意) お申込者のEメールアドレス	第一フロンティア生命からのメールが受信可能なEメールアドレスをご記入ください。 *ご記入いただいた場合、お手続き状況に関するお知らせを送信します。
送り先	〒141-8712 日本郵便株式会社 大崎郵便局 郵便私書箱第26号 第一フロンティア生命保険株式会社 お客さまサービスセンター

■すでにお払いいただいた金額があるときには、全額お返しいたします。

4 告知は不要です

■この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

■入院中または余命宣告を受けている被保険者のお申込みはお取り扱いできません。

*申込日以降の入院予定が明らかになっている場合や、「介護老人保健施設」「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」「介護医療院」への入居も同様の取扱いとなります。

5 年金支払開始日前における予定利率は、月単位の契約応当日ごとに、毎月更改されます

■年金支払開始日前における予定利率は、毎月当社が定める基準利率をもとに計算されます。

基準利率は、それぞれの通貨の種類に応じて設定する指標金利（▶P13）の「当社所定の期間における平均値」から、一定の範囲内※で当社が定めた率とします。

※米ドル: 最大1.0%を加えた率を上限、最大1.5%を減じた率を下限とする範囲内
 豪ドル: 最大1.5%を加えた率を上限、最大1.0%を減じた率を下限とする範囲内

6 保障の開始は以下のとおりとなります（保障の責任開始期）

■保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命がご契約のお申込みを受けたときから、ご契約上の保障が開始されます。

■募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。

■この保険の契約日は、第一フロンティア生命の責任が開始される日が属する月の翌月1日となります。

■保険料に充当するための借入を前提としたお申込みは、お受けできません。

7 死亡給付金・年金をお支払いできない場合があります

■死亡給付金の免責事由に該当した場合（ご契約者・死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど）

■重大事由によりご契約が解除となった場合（ご契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡給付金を詐取る目的で事故を起こしたときなど）

■死亡給付金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合

■詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合

8 猶予期間内に保険料のお払込みがない場合には、ご契約は失効します

■保険料のお払込みには、払込期月の翌月初日から翌々月末日まで、保険料払込の猶予期間があります。猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、保険料払込の自動停止の要件に該当した場合を除き、ご契約は失効します。

■ご契約が失効した場合、ご契約を元に戻す（復活する）ことはできません。

■保険料払込の猶予期間については▶P9 Q1を、保険料払込の自動停止については▶P18をご参照ください。

9 解約返還金額は払込保険料の累計額を下回ることがあります

- ご契約後短期間で解約した場合の解約返還金額は、お払い込みいただいた保険料の累計額を大きく下回り、損失が生じるおそれがあります。
- 円貨に換算した金額は解約時の為替レートの影響を受けます。
- 解約返還金額の計算方法など詳しくは、▶P20 をご参照ください。

10 この保険には為替リスクがあります

- くわしくは、▶P22 をご参照ください。

11 給付金額などが削減されることがあります

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。くわしくは、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL: 03-3286-2820
受付時間: 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

12 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

- ご契約中の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、新たな保険契約では、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、給付金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取扱いに制限を受けることがあります。

13 この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります

14 この保険にかかわる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(生命保険協会ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

15 死亡給付金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

- お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- 第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができませんので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡給付金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について給付金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

16 ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

- 第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡給付金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- 募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター
フリーダイヤル(平準払商品専用) **0120-765-228** 営業時間 9:00～17:00
(土日、祝日、年末年始などの休日を除く)

17 税務のお取扱いは以下のとおりです

ここに記載の税務のお取扱いは2025年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

*所得税に対しては、復興特別所得税が別途課税されます。また、新たな付加税が導入された場合、そちらもあわせて課税されますのでご注意ください。

*最新の税務上の取扱い、復興特別所得税・生命保険料控除などの情報は国税庁のホームページなどをご参照ください。

外貨建の保険契約のお取扱い

■外貨建の年金などは、以下の基準により円貨に換算したうえで、円建の生命保険と同様のお取扱いとなります。

*この保険には、必ず「保険料円貨払込特約(平準払用)」を付加していただきますので、保険料は実際に円貨でお払い込みいただいた金額について、円建の生命保険と同様の税法上の取扱いとなります。

*「円貨支払特約」などを付加した場合で、当社が、死亡給付金などを円貨でお支払いしたときは、そのお支払いした金額に基づき課税されます。

項目		円換算日	換算時の為替レート
年金		年金支払日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
年金原資額の一時的支払	所得税(一時所得)となる場合	年金支払開始日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
死亡給付金	相続税・贈与税となる場合	支払事由発生日	TTB (円換算日最終の対顧客電信買相場)
	所得税(一時所得)となる場合		TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)
解約返還金		解約効力発生日	TTM (円換算日最終の対顧客電信売買相場仲値)

*受取額は、円換算額で課税されるため、外貨建の受取額が外貨建の保険料累計額を下回っても課税されることがあります。

*受取額は、円換算額で課税されるため、税引後の外貨建の受取額が外貨建の保険料累計額を下回ることがあります。

生命保険料控除

■この保険は、生命保険料控除のうち、一般の生命保険料控除または個人年金保険料控除の対象となります。なお、控除の対象となるには以下の条件を満たす必要があります。

生命保険料控除	適用条件
一般の生命保険料控除	ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、年金受取人・死亡給付金受取人などのすべての受取人が、本人が配偶者またはその他の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)であること。
個人年金保険料控除	ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、年金受取人が本人またはその配偶者であること、および「個人年金保険料税制適格特約」を付加すること。 なお、特約の付加には条件があります。▶P19

*介護医療保険料控除の対象とはなりません。

■当年中(1月から12月まで)にお払込みの保険料(保険料円貨払込金額)に応じた金額が、その年の所得から控除されますので、その年分の所得税と翌年分の住民税が軽減されます。

*この保険のほか、他の生命保険料控除の対象となる保険契約の保険料と合算されます。

*年末調整または確定申告の際に、お忘れなくご申告ください。

■一般の生命保険料、個人年金保険料それぞれについて、適用される控除額は以下のとおりです。

(1)所得税の所得控除額

年間正味払込保険料	総所得金額等から控除される金額
20,000円以下	全額
20,000円超 40,000円以下	年間正味払込保険料 × 1/2 + 10,000円
40,000円超 80,000円以下	年間正味払込保険料 × 1/4 + 20,000円
80,000円超	一律 40,000円

(2)住民税の所得控除額

年間正味払込保険料	総所得金額等から控除される金額
12,000円以下	全額
12,000円超 32,000円以下	年間正味払込保険料 × 1/2 + 6,000円
32,000円超 56,000円以下	年間正味払込保険料 × 1/4 + 14,000円
56,000円超	一律 28,000円

年金および死亡給付金受取時などの税務のお取扱い

■年金受取時の課税

年金の種類	年金のお受取時	未払年金の一括受取の場合
確定年金	所得税(雑所得) + 住民税	所得税(一時所得*) + 住民税
10年保証期間付終身年金		所得税(雑所得) + 住民税

■一括受取(年金原資額の一時的支払)時の差益に対する課税

課税の種類
所得税(一時所得*) + 住民税

■死亡給付金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡給付金 受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得*) + 住民税
ご契約者、被保険者、 死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)<相続税法第12条>」が適用されます。

■解約時の差益に対する課税

課税の種類
所得税(一時所得*) + 住民税

※一時所得の課税対象

一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。

特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得} = \left(\begin{array}{l} \text{収入} \\ \text{課税対象額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{必要経費} \\ \text{(受取額)} \end{array} - \begin{array}{l} \text{特別控除} \\ \text{(保険料累計額)} \\ \text{(50万円)} \end{array} \right) \times \frac{1}{2}$$

アメリカ・オーストラリアの魅力

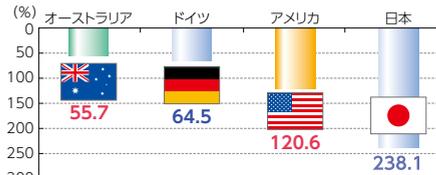
日本より高い経済成長率(日本との比較)



IMF[World Economic Outlook Database, October 2024]をもとに作成

比較的良好的な財政状況

各国の政府債務残高の名目GDP比(2023年)

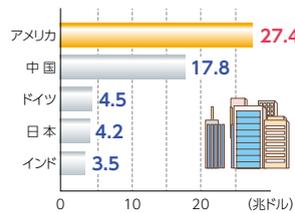


OECD[Economic Outlook No116-December 2024]をもとに作成
(小数第2位以下を四捨五入)

アメリカ(米ドル)

世界一の経済大国

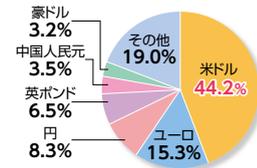
名目GDP(2023年)



外務省経済局
「主要経済指標(2024年10月)」

世界の基軸通貨

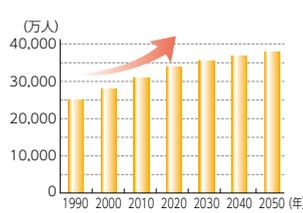
外国為替市場に占める取引高比率(2022年4月)



国際決済銀行(BIS)
「Triennial Central Bank Survey(2022年10月改訂)」

今後も人口増加の見込み

人口推移・将来推計人口(1990年~2050年)

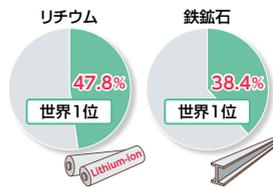


国際連合
「World Population Prospects(2024)」

オーストラリア(豪ドル)

豊富な天然資源

主な鉱物資源生産世界シェア(2023年)



*リチウムは、リチウムイオン電池の材料などで使用
USGS
「MINERAL COMMODITY SUMMARIES 2024)」

高い食料自給率

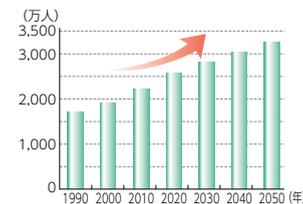
食料自給率(カロリーベース)(2021年)



農林水産省
「令和5年度食料需給表」

今後も人口増加の見込み

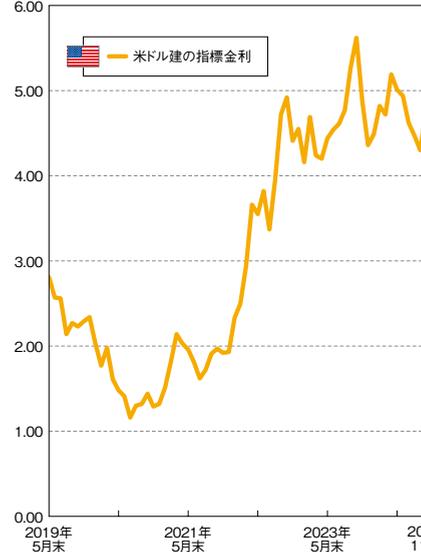
人口推移・将来推計人口(1990年~2050年)



国際連合
「World Population Prospects(2024)」

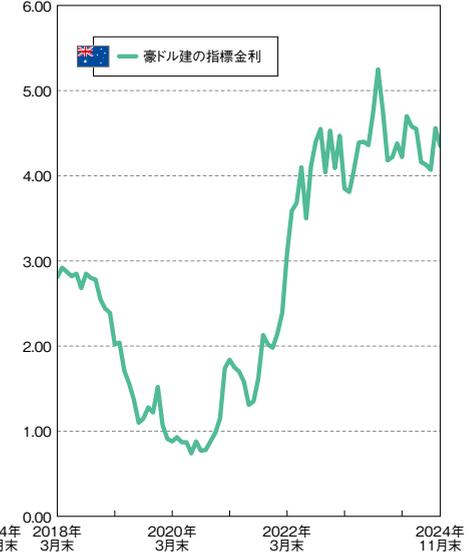
基準利率の算出のもとになる「指標金利」の推移

(単位:%) <2019年5月~2024年11月末>



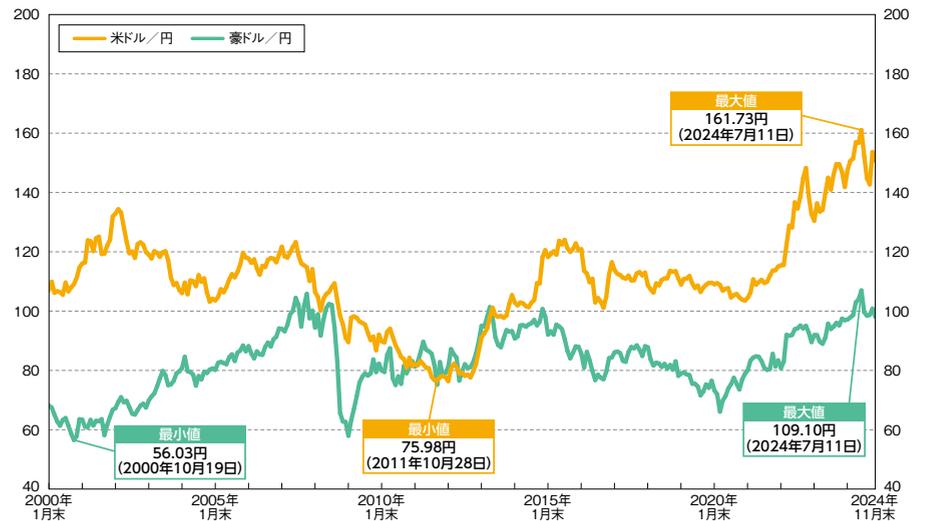
Bloombergデータをもとに作成
*対象期間について、月次データ(月末値)を集計

(単位:%) <2018年3月~2024年11月末>



Bloombergデータをもとに作成
*対象期間について、月次データ(月末値)を集計

為替レートの推移(2000年1月~2024年11月末)



Bloombergデータをもとに作成
*対象期間について、日次データ(TTM)より月末値を抽出してグラフを作成(最大値、最小値は日次データを集計)